

郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営上の課題解決に積極的に取り組む中小企業者に対する事業資金の供給を図り、経営基盤の強化及び持続的発展に資することを目的として、郡山市中小企業融資制度要綱（平成17年3月22日制定。以下「融資要綱」という。）に基づく、みらい創造融資を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子の補助を行うことについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税等 個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。
- (2) 社会起業家加速化支援プログラム 郡山市が社会課題の解決を目指す個人、団体を対象に行う創業支援事業という。

(補助金の交付の対象者)

第3条 みらい創造融資に係る利子を補給するための補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、融資要綱第18条第2項の規定による、みらい創造融資制度による融資を受けた市内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）のうち、当該融資の要件として次の各号のいずれかに該当する者で、本補助金の交付を申請する際に納期の到来している市税等を完納しているものとする。

- (1) M&A等の事業承継により事業を存続する市内の中小事業者
- (2) 社会起業家加速化支援プログラムに採択された事業を行う者
- (3) 海外への輸出による販路・商圏の拡大を行う者

(補助金の交付の対象融資)

第4条 補助の対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）は、令和3年4月1日から申請日の属する年度の末日までに融資要綱の規定に基づき、同要綱第2条第1号に規定する取扱金融機関（第5条第1号において「取扱金融機関」という。）からの貸付が実行された、みらい創造融資とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象融資が実行された日から3年までの期間に中小企業者が負担する当該融資に係る約定利子の額に相当する額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象融資に係る約定利子を支払った年度の末日までに、補助金等交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 取扱金融機関が発行する支払額明細書の写し
- (2) 約定利子の支払額が確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人住所

氏名

電話番号

補助金等交付申請書

次の事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第6条の規定により申請いたします。

補助事業等の名称				
施行場所				
総事業費				円
補助金等交付申請額				円
事業の目的				
事業の内容				
着手、完了予定日	着手	・	完了	・
添付書類				
摘要	(フリガナ) 口座名義人			
	金融機関名 及び番号	(No.)	(No.)	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	

なお、この申請の審査に当たっては、私に代わり市長が郡山市みらい創造融資利子補給補助金交付要綱第2条に規定する市税完納状況の確認を行うことに同意します。